## 桶川市生活保護面接相談員設置事業実施要綱

(平成25年3月6日桶川市告示第39号)

(目的)

第1条 この要綱は、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく 保護の実施に当たり、要保護者等の生活上の問題を解決するため、生活 保護面接相談員(以下「相談員」という。)を設置し、要保護者等の相 談・助言等を行うことにより、要保護者等の自立の助長を図ることを目 的とする。

(業務内容)

- 第2条 相談員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 面接相談及び電話相談に関すること。
  - (2) ケースワーカーとの面接相談についての連絡、確認及び引継ぎに関すること。
  - (3) 生活保護申請の受理に関すること。
  - (4) 新規申請に係る事務に関すること。
  - (5) その他福祉事務所長が必要と認めること。

(相談員)

- 第3条 相談員は、次の各号の規定に該当する者のうちから、雇用する。
  - (1) 福祉事務所において、所長、生活保護担当課長、査察指導員及び現業員等の生活保護事務に係る3年以上(社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を有する者にあっては、1年以上)の経験があること。
  - (2) 心身ともに健全で、かつ、人格円満で広く福祉制度全般の知識に富み、要保護者等の自立の助長に理解と熱意を有すること。
- 2 前項により雇用された相談員は、桶川市面接相談員雇用契約書により 雇用契約を締結する。
- 3 相談員の雇用期間は、1年以内とする。ただし、更新できるものとする。

(勤務条件)

- 第4条 相談員の勤務日は、月曜日から金曜日までのうち、4日間とする。
- 2 相談員の勤務時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、正 午から午後1時までは休憩時間とする。

(相談員の責務)

- 第5条 相談員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 相談業務を通じて知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。
  - (2) 相談員として、その職の信用を傷つけ、その職全体の不名誉となるような行為をしないこと。
  - (3) 相談者が安心して相談することができるよう相談内容の傾聴に努めること。
  - (4) 相談業務に関する知識と面接技法の向上に努めること。

(研修)

第6条 市長は、相談員が前条の責務を果たせるよう必要な研修を受けさせるものとする。

(報告書の作成)

第7条 相談員は、第2条の業務を行うに当たって、面接記録等必要な書類を作成し、福祉事務所長に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。